

動産の買入れについて

下記のとおり動産を買い入れることについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年10月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 動 産 名	新南陽総合支所庁舎 机・椅子等物品 一式	
2 種類及び数量	平デスク（7種類）	40台
	ワゴン	27台
	会議テーブル（4種類）	30台
	和机	2台
	事務椅子	31脚
	丸椅子	27脚
	会議チェア	120脚
	会議チェア用台車	2台
	授乳椅子	1脚
	ロビーチェア	1脚
	ロッカー	42台
	パンフレットケース（2種類）	6台
	パンフレットスタンド	4台
	ホワイトボード	1台
	傘立て	3台
	金庫（2種類）	2台

	ラック（2種類）	29台
	トップブレース	20個
	テレビ台	2台
	電話台	3台
	パネル	10台
	保管庫（6種類）	24台
	おむつ交換台	1台
3 買 入 金 額	¥21,395,000-	
4 買 入 先	周南市五月町2番24号 株式会社三光堂 代表取締役 盛貞 和見	
5 契 約 の 方 法	条件付一般競争入札	